

平成23年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成23年2月24日

西多摩衛生組合議会

平成23年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成23年2月24日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚 幸右衛門

会計管理者 小林 美由

出席議員

1 番 青山 晋	2 番 谷 四男美	3 番 小山 典男
4 番 浜中 啓一	5 番 野島 資雄	6 番 木下 克利
7 番 瀧島 愛夫	8 番 西川美佐保	9 番 鈴木 拓也
10 番 串田 金八	11 番 武藤 政義	12 番 堀 雄一郎

欠席議員

なし

西多摩衛生組合

事 務 局 長	並木 勲	参 事	島田 善道
総 務 課 長	岩田 守由	業 務 課 長	松澤 昭治
施 設 課 長	石川 良仁		

構成市町職員

青梅市ごみ対策課長	西田 和彦 (代理)	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	野島 保代	瑞穂町住民生活部長	鳥海 勝男

平成23年第1回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成23年2月24日(木)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第1号

西多摩衛生組合組織条例

日程第5 議案第2号

西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号

平成23年度西多摩衛生組合予算

日程第7 議案第4号

平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

日程第8 議員提出議案第1号

西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則

午後1時30分 開会

○議長（串田金八） 皆さんこんにちは。本日は平成23年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げますところ、公私ともに忙しい中、また4月の統一地方選挙にご出馬される議員の皆さま方には大変お忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成23年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましてひとことごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げますところ、各市町で3月定例会を目前にして大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆さま方にご出席を賜り、まことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。

また、日ごろから当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げますさせていただきます。

さて、現在の組合の事務事業の状況であります。構成市町からの今年度のごみ搬入量につきましては、平成23年1月末現在で約5万4,700トンのごみが搬入されております。これは前年度の同時期と比較し約1,200トン、2.1%の減量となっており、平成22年度末では6万3,900トン程度のごみが構成市町から搬入されるのではないかと予測をしているところでございます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成23年1月末現在で約10万5,800人となっております。フレッシュランド西多摩におきましては、集会施設「ふれあい館」のオープンから10カ月が経過し、浴場施設、多目的施設ともに地域交流の拠点として、また地域住民の憩いの場として今後とも多くの皆さまにご利用いただけますよう、イベントの開催等によるさらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成23年度西多摩衛生組合予算など5件であります。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

9番 鈴木 拓也 議員

11番 武藤 政義 議員

以上2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。並木事務局長。

○事務局長（並木 勲） それでは、諸報告をさせていただきます。

はじめに、本定例会の招集通知につきましては、平成 23 年 2 月 17 日付西衛発第 828 号をもちまして管理者より議長あてに、平成 23 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付しておりますとおりの議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第 6、議案第 3 号、平成 23 年度西多摩衛生組合予算と日程第 7、議案第 4 号、平成 23 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての 2 件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしております。

最後に、本定例会における議事説明員として正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告をいたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2 月 24 日 1 日限りといたしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について 3 回までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第 3、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案は、平成 22 年の東京都人事委員会勧告に準じ、平成 23 年 1 月 1 日から給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分させていただいたもので、同法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、平成 22 年人事院勧告による国の状況について申し上げますと、国家公務員給与が民間給与を 0.19%上回っていることから、俸給表の引き下げ改定を行い、これを是正するとともに、期末勤勉手当につきましては、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を 0.2 月引き下げるものとしており、平成 22 年 11 月 30 日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されております。

一方、平成 22 年東京都人事委員会勧告では、都の職員給与が民間給与を 0.29%上回る公民較差が生じていることから、給料月額を引き下げるとともに、地域手当の支給割合を 17%から 18%に改定し、この地域手当の増額分については、公民較差相当分と合わせて給料月額を引き下げることとしております。

また、諸手当につきましては、民間の特別給の支給割合及び国家公務員の支給月数の減を考慮し、期末手当の年間支給月数を 0.2 月分引き下げるほか、住居手当、扶養手当についても支給額を改定することとした条例改正が行われております。

組合の構成市町におきましては、これらの勧告を踏まえ、平成 22 年 12 月定例会において給与条例の一部改正を行い、昨年 12 月以降既に各給与制度の改定を行っております。

西多摩衛生組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、当組合といたしましても給料月額、期末手当等の引き下げ等を内容とする西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について専決処分を行わせていただいたところであります。

なお、この条例は平成 23 年 1 月 1 日から施行するものとしております。

条例の細部につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（串田金八） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについての細部の説明をさせていただきます。

承認第 1 号附属資料、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 1 ページをご覧ください。

まず、第 2 条の 2 は給与の支払いに関する規定で、第 1 項第 1 号以下では、給与の支払い時に給与から直接控除することができる項目を定めております。

今回の改正では、第 5 号及び第 6 号中の文言整理を行うほか、新たに第 8 号として「組合敷地内職員駐車料」を追加しております。これは給与の通貨・直接払いの原則にのっとりこれまで明文化されていなかった控除項目を改めて定義しようとするものでございます。

2 ページをご覧ください、第 4 条第 3 項は、給料表枠外への給与決定について定めておりますが、この条文を改め、枠外への給与決定を廃止するとともに、職員を昇給するための要件として新たに規定するものでございます。

次に、第 4 条第 4 項は、普通昇給と給料の調整について定めておりますが、この条文を改め、昇給は組合規則の定めに従って勤務実績に応じて行う又は行わないことを新たに規定するものでございます。

第 4 条第 5 項は、勤務成績が特に良好である場合の昇給について定めたものでございますが、この条文を改め、職員の昇給の可否及び昇給させる号俸数は、4 号俸を標準として組合規則に定める基準に従い決定することを新たに規定するものでございます。

第 4 条第 6 項は、給料表の最高号俸を超えて行われる昇給、いわゆる枠外昇給について定めるものでございますが、この条文を改め、枠外昇給を廃止しようとするものでございます。

第 4 条第 7 項及び第 8 項につきましては、これまでご説明を申し上げました第 3 項から第 6 項の改正に伴い条文中の引用項数を改めるとともに、文言の整理を行っております。

以上の改正につきましては、今年度の給与改定と直接関係のあるものではございませんが、羽村市の給与条例の一部改正に倣い昇給等の基準に関する規定を整備するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

以降の改正につきましては、平成22年東京都人事委員会勧告に基づく改定措置となっております。まず第9条は扶養手当に関する規定で、今回の改正では次世代育成支援の観点から、また民間事業所における状況や国における支給状況等を踏まえ、3人目以降の子等に係る扶養手当の月額について、1人につき現行の「5,000円」から「6,000円」に引き上げるため、第3項第3号中の文言整理を行い、同項第4号を削るものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第10条の2第2項は、地域手当の月額の算定方法に関する規定で、現行の支給割合「100分の17」から100分の1引き上げ「100分の18」に改めるものでございます。

なお、この地域手当の引き上げによります増額分につきましては、公民較差相当分と合わせて給料表の給料月額を引き下げております。

ただし、後ほど付則のところの説明をいたしますが、地域手当の実質の支給割合は、現行の「100分の14.5」から「100分の13.5」に引き下げる暫定措置を設けており、今回の給与改定では昨年度に引き続き給料月額、地域手当ともに引き下げられる内容となっております。

続きまして、第10条の3第2項は住居手当の限度額に関する規定で、現行の「9,000円」から500円引き下げ「8,500円」に改めております。

次に、第20条は期末手当に関する規定で、第2項で定める支給割合について、6月期は「100分の125」を「100分の115」に、12月期は「100分の135」を「100分の125」に改め、年間支給月数で申し上げますと0.2月引き下げようとするものでございます。

また、再任用職員に関する期末手当の支給割合を規定する同条第4項においても、6月期は「100分の65」を「100分の60」に、12月期は「100分の85」を「100分の80」に年間支給月数を0.1月引き下げております。

次に、5ページをご覧ください。

付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、本改定が職員の給与水準を引き下げる内容であるため遡及することなく、条例の公布日の属する月の翌月の初日から実施することが妥当であるとしました人事委員会勧告に従い、平成23年1月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は地域手当に関する暫定措置について定めるもので、国の基準による地域手当の支給割合等を勘案した羽村市の改定内容に準じ、本則では支給割合を「100分の18」と定めておりますが、実質の支給割合については、当分の間「100分の13.5」を適用しようとするものでございます。

第3項は期末手当の特例措置に関する規定で、改定による年間0.2月分の支給月数の引き下げを今年度の期末手当に反映させるため、平成22年度に限り平成23年3月期の期末手当支給月数を「100分の30」から「100分の10」とするもので、同様に再任用職員についても「100分の15」から「100分の5」に引き下げようとするものでございます。

それでは次に、別表に定める給料表の改正につきましてご説明申し上げます。新旧対照表6ページから9ページに記載してあります別表第1の一般職給料表(1)は一般行政職の職員に適用するもので、東京都行政職給料表に準じ表上の平均改定率でマイナス1.15%、平均改定額としましては4,131円の引き下げを行っております。

当組合におきます給料の実質改定率は平均でマイナス1.00%、改定額は平均でマイナス3,225円となっております。

なお、一般職給料表（１）、地域手当及び住居手当の引き下げと、それに伴いますその他の手当などに関わってきますいわゆる「はね返り分」を合計をいたしました西多摩衛生組合職員の一月当たりの給与におけます実質改定額は、平均でマイナス 7,430 円となります。

なお、東京都では平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で給料水準を 4.8%引き下げ、地域手当を 18%に引き上げることとした給料と手当の配分変更を行う給与構造の改革を行ってまいりましたが、都表に準拠しております当組合の給料表におきましても、配分変更に伴う給料月額引き下げが反映されております。

次に、10 ページから 13 ページに記載しております別表第 2 の一般職給料表（２）は技能労務職の職員に適用するもので、当組合においては現在該当職員はおりませんが、都表に倣い表上でマイナス 1.15%、3,183 円の引き下げを行っております。

以上で西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関して、専決処分の承認を求めることについての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたします。

次に、日程第 4、議案第 1 号、西多摩衛生組合組織条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第 1 号、西多摩衛生組合組織条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、西多摩衛生組合事務局に設置する「課」の事務分掌を見直すことにより、より効果的で効率的な組織体制を確立するとともに、規定内容の全体的な文言整備を行うため条例の全部を改正しようとするものであります。

主な改正の内容ですが、現在管理課内の所掌事務であります起工積算業務を業務課内の事務分掌に移管しようとするものであります。

なお、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、議案第 1 号に基づきまして、西多摩衛生組合組織条例の細部につきましてご説明を申し上げます。

全部改正後の本条例は、3 条建ての本則で構成をされ、最後に付則となっております。

まず、第 1 条は事務局及び課の設置についての規定で、地方自治法第 292 条において準用する同法第

158 条第 1 項の規定に基づき管理者の権限に属する事務を分掌させるため、西多摩衛生組合に事務局を置き、事務局に総務課、管理課、業務課、施設課の 4 課を置くこととしております。これは本条例の目的、法令根拠を明確にするとともに、改正前は第 2 条で定めていた課の設置について、第 1 条中に規定し直したものでございます。

なお、当組合の組織体制といたしましては、ここで規定する 4 課のほかに別に定めております「西多摩衛生組合会計管理者の補助組織の設置及び管理者の担任する事務の一部補助執行に関する規則」に基づき、主に出納事務を所掌事務とします会計課を設置しております。

次に、裏面をご覧ください。

第 2 条は事務分掌に関する規定で、第 1 条に定めた 4 課の所掌事務についてそれぞれ規定するもので、あわせてより汎用的な表現に条文を整備しております。

まず、総務課の事務分掌といたしましては、「組合運営の基本施策及び総合調整に関すること」をはじめといたします記載の 9 項目を規定をしております。改正前の組織条例との変更点といたしましては、会計課内の事務分掌であります決算の調製に関する規定を削るほか、本改正により労働安全衛生に関する事務については管理課内での事務分掌へ移行するため、総務課の事務分掌から除いております。議会事務、職員人事、契約財務といったこれまでの所掌事務については変更はございません。

次に、管理課の事務分掌といたしましては、「廃棄物処理の基本計画に関すること」をはじめといたします 6 項目を規定しております。改正前の組織条例との変更点といたしましては、これまで環境センターの施設維持整備工事及び保守管理委託等にかかわる設計・積算などいわゆる起工積算業務についてはすべて管理課内の事務分掌としておりましたが、本改正により業務課内の事務分掌へ移管するため、管理課内の事務分掌から削っております。このほかこれまで総務課内の事務分掌としておりました安全衛生に関する事務を管理課内の所掌事務として規定をしております。

続きまして、業務課の事務分掌といたしましては、「ごみ処理施設の維持管理に係る基本計画及び調整に関すること」を初めといたします 6 項目を規定をしております。改正前の組織条例との変更点といたしましては、先ほど管理課の事務分掌で説明申し上げましたとおり、原則的に環境センターの施設維持整備にかかわるすべての起工積算業務を業務課内の事務分掌とするとともに、電気設備及び汽力設備並びに技術管理に関する条文を新たに設けております。これはこれまで管理課と業務課の二つの課に跨って行っておりました施設維持に係る点検・整備、設計・積算、工事・委託の履行、監理・検査といった一連の業務を単一のセクションで一元管理することにより、例えば修繕実施の判断など組織としての意思決定の迅速化が図られることから、事務分担を改正し、より効果的で効率的な組織運営を目指すものでございます。

また、経常経費の大幅な節減を目的に平成 22 年度から実施をしております工事縮小化に対応でき得る組織体制を構築していこうとするもので、設備の経年劣化や予防保全型工事の縮小に伴い、事後保全に適切に対処し、これまでと同等またはそれ以上の維持管理水準を維持するために点検整備部門、技術監理部門の拡充を図ろうとするものでございます。

次に、施設課の事務分掌といたしましては、「余熱利用施設の総合管理及び運営に関すること」を初めとします 3 項目を規定をしております。施設課におきます基本的な事務分掌の内容につきましては改正前と変更はございませんが、事務分掌として「周辺住民の福祉の増進に関すること」を明文化するほか、文言の整理をしております。

次に、第 3 条は委任に関する規定で、この条例の施行について必要な事項は管理者が別に定めるとしてあります。具体的には、本条例改正にあわせ西多摩衛生組合組織規則を一部改正し、各係単位での具体的

な事務分掌を定めさせていただきます。

最後に、付則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。
以上で、西多摩衛生組合組織条例の細部についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号、西多摩衛生組合組織条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第2号、西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第2号、西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、近年の社会情勢等を勘案し、年額で定めている議会議員の議員報酬及び管理者等の給与並びに非常勤特別職の職員の報酬について、年度途中での就任、退任の際に日割りによる支給を可能とするため関係条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。本案は日割計算の導入を共通の動機とし、関連する三つの条例を並列的に改正するもので、第1条は西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、第2条は西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部改正を、第3条は西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をそれぞれ規定しております。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（串田金八） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号附属資料新旧対照表第1条関係をご覧願います。

西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

まず、本条例の目的を規定しております第1条では、文言整理を行っております。

次に、第2条は議員報酬に関する規定で、第1項本文を「議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額は、次の各号に掲げるとおりとする。」に改め、第2項に後段として、「この場合において、月の中途にその職についたとき、又はその職を離れたときは、その当月分の議員報酬を当該月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの議員

報酬を支給する。」を加えております。

西多摩衛生組合議会議員の議員報酬につきましては、従前より年額で定められておまして、現行の支給方法ではその職に就いた月分から、またはその職を離れた月分までを月割計算により支給することとしております。今回の改正では年の中途かつ月の中途に就任、または退任した場合につきましては、その当月分を日割計算により支給するよう改めるものでございます。

付則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、附属資料の2ページ、第2条関係をご覧ください。

西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部改正でございます。

第2条は、管理者等の給料に関する規定で、第1項の文言整理を行うとともに、第2項に後段として、「この場合において、月の中途にその職についたとき、又はその職を離れたときは、その当月分の給料を当該月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの給料を支給する。」を加えております。

西多摩衛生組合の管理者及び副管理者の給料は、従前より年額で定められており、年の中途かつ月の中途での就・退任に伴う給料支給の取り扱い、議員報酬と同様に月割計算によるものとしておりましたが、本改正によりまして日割計算を導入しようとするものでございます。

付則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、附属資料の3ページ、第3条関係をご覧ください。

西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第2条は、非常勤特別職の職員の報酬に関する規定で、年額による支給方法を定める第4項中の文言整理を行うとともに、同項に後段として、「この場合において、月の中途にその職についたとき、又はその職を離れたときは、その当月分の報酬を当該月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。」を加えております。

西多摩衛生組合の非常勤特別職の職員の報酬につきましては、日額、月額及び年額によりそれぞれ定められており、現行の年額支給の規定ではその職に就いた月分から、またはその職を離れた月分までを月割計算により支給することとしております。

本改正では、これまでの第1条及び第2条の説明と同様に、年の中途かつ月の中途に就任、または退任した場合につきましては、その当月分を日割計算により支給するよう改めるものでございます。

最後に付則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の細部についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号、西多摩衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

日程第6、議案第3号及び日程第7、議案第4号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、平成23年度西多摩衛生組合予算及び日程第7、議案第4号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第3号、平成23年度西多摩衛生組合予算及び議案第4号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第3号、平成23年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明を申し上げます。

平成23年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度より2,000トン減の6万3,400トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成22年10月1日現在の人口数29万2,104人で、前年度より175人減少しております。

予算の内容でございますが、歳入におきましては諸収入が前年度と比較いたしまして109万円の減額となっております。これは主に余熱利用施設内の食堂及び自動販売機に係る光熱水費の収入を実績に合わせ見直したことによる減額であります。

この結果、歳入合計額は前年度と比較し7億1,100万円の減額となっておりますが、分賦金につきましては前年度と比較し7億955万4,000円減の26億6,490万3,000円となっております。

一方、歳出におきましては、公債費において平成7年度にごみ処理施設整備事業費として借り入れました起債の償還が平成22年度をもちまして完済となることから、前年度比で7億6,351万3,000円を減額しております。

この結果、歳出合計は前年度比で約21%、7億1,100万円の減額となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,300万円に定めようとするものであります。

次に、議案第4号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の約98%、金額にいたしまして26億6,490万3,000円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものであります。

細部につきましては総務課長よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（串田金八） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田守由） それでは、議案第3号、平成23年度西多摩衛生組合予算及び議案第4号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきましてご説明申し上げます。

予算編成の基礎となりますごみの搬入量及び人口につきましては、管理者説明のとおりでございます。

次に、職員数につきましては、22年度の退職予定、23年度の採用予定はございませんので、再任用職員を含め22年度と同人数の29名でございます。

なお、平成23年度当初予算の積算に当たりましては、組合事務事業の役割分担、清掃工場としての効果的かつ効率的な運営管理を再検証することを目的に組織検討委員会を発足させ、検証を行ったところでございます。この結果、各課の所掌事務に応じ必要な経費を目的別に仕分けをし、予算化することが望ましいという結論に至っております。また人員配置につきましても各課の事務分掌に応じ見直したことから、平成23年度予算の内容は前年度予算と比較をいたしまして各款における事業経費及び人件費が移動しております。

それでは、議案第3号、平成23年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を27億3,300万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めようとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用につきまして定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算」でございます。まず歳入でございますが、第1款分賦金から第5款諸収入までの構成となっております。次に歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。歳入歳出の合計はそれぞれ27億3,300万円でございます。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款1項1目分賦金は26億6,490万3,000円、前年度比7億955万4,000円の減でございます。

第2款1項1目使用料は5,414万3,000円、前年度比35万7,000円の減でございます。これは余熱利用施設におきまして、利用者数の実績に基づき減額計上するものでございます。

第2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款1項1目物品売払収入は1,000円を新規計上しております。これは構内整備用のフォークリフトの売却による科目存置でございます。

恐れ入ります。6ページ、7ページをお開き願います。

第4款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円でございます。

第5款1項1目預金利子は1,000円、前年度比4万9,000円の減でございます。これは利率が低金利のため科目存置として減額をしております。

第2項1目弁償金は1,000円、前年度と同額でございます。

2目雑入は395万円、前年度比104万1,000円の減でございます。これは余熱利用施設でのタオル等売上の減少と、施設電気料等の光熱水費の収入を実績に合わせ見直したことによる減額でございます。

以上、歳入合計は27億3,300万円で、前年度比7億1,100万円の減額でございます。

次に、歳出でございます。第1款1項1目組合議会費は167万4,000円、前年度比18万9,000円の増でございます。これは使用料及び賃借料において、行政視察時のバス借上料を計上したことによるものでござ

ざいます。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開き願います。

第2款1項1目一般管理費は1億5,910万円、前年度比2,954万6,000円の減でございます。これは冒頭ご説明をいたしました所掌事務の仕分けによりまして、従前庁舎管理費に計上しておりました委託等の経費が増額となっておりますが、同様の理由で配置職員が減となったことで、結果大幅な減額となっております。

まず、2節給料から4節共済費までの人件費につきましては、合計で8,550万5,000円で、前年度比3,380万1,000円の減額としております。これは従前こちらに計上しておりました管理課職員4名分の人件費を事務分掌の実情に合わせじん芥処理費に移行したためでございます。

続きまして、11節需用費は744万7,000円、前年度比117万9,000円の増でございます。これは公用車車検整備の費用を計上したほか、庁舎管理費の設備機器修繕にかかる経費を移行したことによる増額でございます。

恐れ入ります。10ページ、11ページをお開き願います。

13節委託料は498万5,000円、前年度比239万5,000円の増でございます。こちらにつきましても従前庁舎管理費に計上されていたものを検証結果に基づきまして移行したことによる増額でございます。

なお、委託料中の職員採用試験委託料でございますが、平成23年度末に定年退職者1名を予定しておりますので、欠員補充として23年度中の採用試験費用を計上したものでございます。

14節使用料及び賃借料は670万5,000円、前年度比42万円の増でございます。これは事務用パソコン及びコピー機の入れ替えに係る経費の増額分でございます。

恐れ入ります。12ページ、13ページをお開き願います。

27節公課費は、12万3,000円は皆増でございます。これは公用車の自動車重量税でございます。

次に、第3款1項1目じん芥処理費は11億2,374万8,000円、前年度比7,898万8,000円の増でございます。これは先ほど第2款事務所費で説明いたしましたとおり人件費の移行による増、また地域計画等作成委託料等の新規事業にかかる経費の計上によるものでございます。

まず、2節給料から4節共済費までの人件費につきましては、合計で1億6,899万4,000円、前年度比3,878万2,000円の増でございます。内容でございますが、事務所費から移行してきました管理課職員4名分の増でございます。このことにより配置人員を19名としております。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

11節需用費は2億6,535万2,000円、前年度比330万6,000円の増でございます。これは従前庁舎管理費に計上しておりましたクレーン操作室窓洗浄装置修繕料を移行したことによる増額分でございます。

12節役務費は300万6,000円、前年度比130万円の増でございます。これは庁舎管理費で計上していた庁舎等の火災保険料と、ボイラー、クレーン等の法定検査に係る経費を計上したことによるものでございます。

13節委託料は2億6,202万8,000円、前年度比2,631万円の増でございます。これは循環型社会形成推進交付金制度の活用に伴います地域計画等作成委託料を初めといたします新規事業分と、消防設備点検委託等の庁舎管理費からの移行分による増額となっております。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料は55万7,000円、前年度比50万4,000円の増でございます。これは構内で使用いたしますフォークリフトのリース料を新たに計上したことによるものでございます。

15 節工事請負費は4億 551 万円、前年度比 810 万 8,000 円の増でございます。これは法令に基づくボイラー設備の安全管理審査に備えた工事経費を計上したことによるものでございます。

18 節備品購入費は 113 万 4,000 円、前年度比 48 万 6,000 円の増でございます。これは焼却炉の内部点検で使用いたします内視鏡を購入するものでございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

次に、第4款1項1目施設運営費は1億 6,169 万 1,000 円、前年度比 1,441 万 8,000 円の増でございます。これは余熱利用施設開設後 10 年を経過することから、施設の経年劣化に対応するため、委託料において今後の設備更新計画策定に向けました点検管理項目を追加したほか、平成 23 年度については長期計画に基づいた「トロンシステム」の全般的な整備を実施するためその経費を計上したことが主な増額の理由でございます。

2 節給料から 4 節共済費までの人件費は 1,271 万 1,000 円、前年度比 9 万 6,000 円の減でございます。これは主に地域手当及び期末手当の支給率の減少によるものでございます。

11 節需用費は 5,157 万 7,000 円、前年度比 194 万 7,000 円の減でございます。これは主に電気料の直近の使用実績をもとに積算し直したことによる減額分でございます。

13 節委託料は 8,896 万 3,000 円、前年度比 1,374 万 7,000 円の増でございます。これは施設運営費の冒頭で説明をいたしました設備更新計画の策定を含む設備機器保守点検整備委託料と、トロンシステムの整備費用を計上した浴槽循環設備点検整備委託料の増額分が主な要因でございます。

恐れ入りますが、20 ページ、21 ページをお開き願います。

15 節工事請負費 400 万円は皆増でございます。これは昨年 11 月の議会定例会におきまして、平成 22 年度補正予算として債務負担行為を設定させていただきましたサウナ室の改修工事でございます。

18 節備品購入費は 9 万 3,000 円、前年度比 126 万円の減でございます。これは平成 22 年度に地上デジタル対応テレビの買い替えを初め集会施設の備品がすべて整備されたためでございます。

恐れ入りますが、22、23 ページをお開き願います。

次に、第5款公債費は 12 億 8,465 万 3,000 円、前年度比 7 億 6,351 万 3,000 円の減でございます。これはごみ処理施設整備事業費の平成 7 年度借入分が平成 22 年度をもちまして完済となったためでございます。

第6款予備費は 213 万 4,000 円でございます。

以上、歳出合計は 27 億 3,300 万円で、前年度比 7 億 1,100 万円の減額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24 ページから 33 ページまでは給与費の明細でございます。

恐れ入りますが、34 ページをお開き願います。

34 ページ上段は、平成 22 年度に設定いたしました債務負担行為の支出額に関する調書で、余熱利用施設サウナ室改修工事の契約締結時期が 2 月下旬となるため、当該年度以降の支出予定額は限度額と同額を記載させていただいております。

下段は地方債に関する調書で、右側一番下の欄の 11 億 9,496 万 9,000 円が平成 23 年度末における地方債現在高の見込み額でございます。

以上で、平成 23 年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、平成 23 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 4 号附属資料をご覧ください。

平成 23 年度当初予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明を

申し上げます。基礎数値といたしまして、表の2人口割合比較で、前年度との比較でございますが、組合市町別では青梅市は188人の増加で13万9,932人、負担割合は47.91%。福生市は547人の減少で6万149人、20.59%。羽村市は255人の増加で5万7,746人、19.77%。瑞穂町は71人の減少で3万4,277人、11.73%となっております。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、前年度と比べまして青梅市は600トン減の3万1,100トンで、負担割合は49%。福生市は400トン減の1万2,600トンで20%。羽村市は300トン減の1万1,800トンで19%。瑞穂町は700トン減の7,900トンで12%。合計で2,000トン減の6万3,400トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきましてご説明を申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目に基づきまして積算をいたしております。組合市町別では、青梅市は前年度比3億2,283万6,000円減額となりまして12億7,826万1,000円、福生市は前年度比1億5,126万2,000円減額となりまして5億4,744万5,000円、羽村市は前年度比1億3,941万9,000円減額となりまして5億1,573万円、瑞穂町は前年度比9,603万7,000円減額となりまして3億2,346万7,000円となります。合計といたしまして、7億955万4,000円を減額いたしまして、分賦金は26億6,490万3,000円でございます。

以上で平成23年度西多摩衛生組合予算と、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷 四男美） 3点質疑いたします。

まず1点目に、予算書の14ページ、区分12のところ、役務費の火災保険料というのがあるのですが、211万9,000円が予算としてとってありますが、この火災保険の保険対象限度額というのかな、対象限度額というのは大体幾らぐらいが設定されているのか。これが第1点ですね。

次に2点目に、次の15ページの真ん中の中央監視設備保守点検委託料1,268万3,000円ということですが、昨年度、22年度のときの予算の審議のときに、指令センターの更新等が平成23年度、あるいは24年度に計画があるような、更新があるというような話ですが、当該年度、平成23年度におきましてはこれとの関係は、この予算の中ではどのように反映していくのかなど、反映してないような気がするのですが、この中には何か更新のための委託料の予算が組まれているのかどうか、それについて伺います。

それから3点目に、次のページの16ページ、一番下の15工事請負費の中で施設維持整備工事ですね。3億4,200万円、それとその下の緊急工事、この緊急工事は平成22年度におきましても6,300万円と同額が計上されておりますけれども、この二つの工事の内容について説明をお願いいたします。

以上、3点。

○議長（串田金八） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） 14ページの役務費におけます火災保険料の補償額は幾らかというご質問にお答えをさせていただきます。

火災保険料につきましては、実は121万9,000円を毎年計上させていただいておりましたが、23年度から庁舎管理費から建物管理をじん芥処理費にて対応するようにというふうな変更がされてございます。そうしまして73万円増の221万9,000円の計上となっております、補償額につきましては136億8,986万

円でございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 島田参事。

○参 事（島田善道） それでは、私の方から2点目と3点目についてお答えを申し上げます。

まず、2点目の中央監視設備保守点検委託でございますが、この中央監視装置につきましては平成25年度に大規模な更新、基幹的整備を予定しているところでございます。今回、前年度と比べて210万円ほど減額になっておりますが、この更新工事とは直接的な関係はございません。委託の中の、中央監視装置ですから、さまざまな発信機がいっぱい取り付けられているのですが、前年に比べてその発信機の数が減ったために点検の内容が変わってきているということで、210万円ほどの減額ということでございます。

それから、工事請負費でございますが、施設維持整備工事、前年度と比べて8,000万円ぐらいの増額になっておりますが、この定期補修工事につきましては平成22年から工事内容を見直しをしまして、いわゆる重点工事と2年に一度の法令点検工事、それから必要最低限の工事、この3種類の工事に区分けをしまして、ローテーションを組んで実施をしていくと、今までやってきた重点工事は3年に1回しか行わないと、こういった見直しをしたところでございます。

22年度におきましては、3号炉だけが重点工事、1号炉、2号炉が必要最低限の工事でございます。23年度は2年に1回の法令点検工事を迎えますので、この法令点検工事の分が増額になっているということでございます。

それから、緊急修繕工事6,000万円は前年と同様でございますが、工事の見直しをしまして、重点工事が3年に1回しかやらないということで、万が一のことを想定しまして、緊急的な修理箇所が発生したときに、予算措置だけはさせていただきたいと、これは何もなければ支出はしませんので、そういった意味で前年と同様の6,000万円を計上させていただきます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 2番、谷議員。

○2 番（谷 四男美） 1点目のあれはわかりました。

それから、2点目の司令センターの、何かたしか昨年説明を聞いたときは更新の関係が云々という説明があったので、同じ予算に反映されているのかなと思ったので、私は今あえて質疑をしたわけですが、そうすると平成25年度は大規模な改修等が見込まれて、23年度と24年度にはこの前言った、前年に言った更新工事というのが、これはどういうことだったのかなというような気がするのだけれども、この更新工事の関係は全然予算化しなくてもいいということですか。もう一度ちょっとわかりやすく。

3点目は、そうしますと確認しますけれども、工事請負費の関係ね。これは通常1号、2号焼却炉プラス3号、通常の施設整備工事プラス23年度においては前年度と比べて法定分の上増しがあったと、そういうことでその法定分の、これは、ということはおもう3年に1回というのかな、法定分の。ちょっとそこら辺はわかりにくいのですが、そういう部分は必ず3年に1回はそういったより法定分のプラス分があるのだというような、そういう解釈でよろしいのかな。

緊急工事については結構でございます。

○議 長（串田金八） 島田参事。

○参 事（島田善道） 中央監視の更新工事、前回の議会では今後の予定についての質問の中でお受けをしてお答えをした経緯だと記憶をしております。したがって、25年度にメインであります中央制御装置を、もうこれは実は今使っているのが2世代ほど古いものでございまして、部品供給もなかなかできない

ということで、そろそろもう不具合も出てきていますので、この25年を予定しているのですが、これは大規模な基幹的整備工事になりますので、今全体的な延命計画の中にどのくらいの工事の規模になるかというのを計画をしております。したがって、工事費を含めました工事の内容についても今現在メーカー等々と調整している段階なので、24年度、来年度あたりに予算のことが出てくるのかなと、こういった状況でございます。

それから、定期補修工事の中の法令点検でございますが、これは2年に1回必ずやらなければいけないということで、必要最低限工事プラス法令点検ということで、この法令点検の工事というのは、発電をしていますのでボイラー関係の設備、これを清掃点検、あるいは測定、それから安全弁装置、これを分解整備とか、こういう法令点検の工事の項目がふえてきます。これは2年に1回ふえるということでございまして、来年はそれがなくなるということで、これに金額がかかってくるということでございます。

以上でございます。

○2番（谷 四男美） 終わります。

○議長（串田金八） ほかにございますか。9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） 二つお伺いをいたします。

予算書の15ページの一番下なのですが、温室効果ガス基準量検証委託料が、前年度が147万円が21万円に減っているのはどういう理由によるかということをお尋ねします。

二つ目は、次の16ページの上から二つ目の地域計画等作成委託料997万5,000円なのですが、これはどういう必要があってこれを行うのか、内容がどういったものなのか、特徴がもしあれば、どういうものなのかをお願いいたします。

以上です。

○議長（串田金八） 島田参事。

○参事（島田善道） それでは、1点目の温室効果ガスの基準量検証委託ですが、確かに前年度に比べまして126万円ほど減額になっております。これは東京都の環境確保条例の改正によりまして平成22年度より組合で使用される電気、燃料の排出量を東京都の登録機関により使用状況を実際に検証してもらおうと、こういった委託料でございまして、22年度は基準排出量検証と年度排出量の2項目について検証をしていただきました。23年度は23年度だけの排出量のみを検証を実施ということで120万円ほどの減額になったと、こういったことでございます。

それから、2点目の地域計画についてでございますが、この地域計画のまず必要性についてでございますが、この地域計画の作成、これは平成17年4月から施行されました循環型社会形成交付金の活用をするための事務手続きとして地域計画の提出が義務付けられているところでございます。

この交付金の適用内容について昨年、22年4月に一部改正がございまして、焼却施設における大規模な基幹的整備改良事業、先ほどもご指摘がございましたが、中央制御設備などはこれに当たるのですが、こういう事業を行うときには二酸化炭素の一定の削減率が求められますが、それをクリアすれば3%で3分の1、20%で2分の1と、こういった交付金の適用が受けられるというふうになりましたので、西多摩衛生組合としても基幹的整備工事にこの交付金を活用していろいろ整備をしていきたいというふうを考えております。こういったことで地域計画をつくる必要があるということでございます。

それから、具体的な内容でございますが、当然この循環型社会交付金の目的というのは、3Rの推進を総合的に、効率的に構築していくと、こういった目的がございまして、おおむね5年間の計画内容でございます。具体的には廃棄物の発生抑制からリサイクル推進の基本的な考え、最終処分場の目標と、そういっ

たことも含まれますが、その辺の目標なり考えをメインにしていく、計画の中に反映をしていくと、それからもう一つは、対象地域の具体的な処理システム、例えば西多摩衛生組合は青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町で共同で可燃ごみ処理をしています。この施設を今後どのように運営していくのかというような基本的な考えですね。こういったことを地域計画に反映をして国の方に提出をしていくと、その中に西多摩衛生組合でいえば、先ほどの基幹的整備工事を何年にやりますので、そのCO₂の削減はこうなると、したがって、交付金の申請をしたいというような形になっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） 後者はよくわかりました。

前者の方で基準排出量、それから年度排出量、この二つの違いがよくわかりにくかったのですが、どうということなのか、わかりやすい言葉でお願いします。

○議長（串田金八） 島田参事。

○参事（島田善道） 基準の方は平成14年から平成16年の3年間で平均して、大体これから排出量がどのくらいあるかということをもとに基準として出します。その基準を出して今後5年間でどのくらい下げていくかというような、もとの対象となるのは基準でございまして、もう一個の年度排出量は毎年どのくらいCO₂の排出をしたのかということの違いでございます。

○議長（串田金八） ほかに。12番、堀議員。

○12番（堀 雄一郎） 2点質問させていただきます。

予算書の18ページ、余熱利用施設費の施設運営費の中にあります、これは19ページの委託料に関係してくると思うのですが、先ほど設備の更新計画、トロンシステムの改良に関する全体的なというようなお話があったと思いますが、この費用が今回かかりますということでしたけれども、これはどのようなものなのか、今の現状の設備を維持していくためのものなのか、あるいはちょっと変わったものに少し変わるのだということなのか、その辺について内容を少し詳しくお聞かせください。

もう一つは、フレッシュランドの方にカラオケの設備等も、多分今はないと思うのですが、カラオケの施設等があるといいというような意見が、声もあるのですが、そういったことについての現状とか、こういうものはこれからどうされるのかという、もし計画とか現状があればその点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の委託料におきますトロンにかかわる費用についてのご質問でございますが、こちらにつきましては浴槽循環設備点検委託の中で例年実施させていただいております浴場循環設備の配管洗浄及び濾過装置の点検清掃、オゾン発生装置の点検に加えまして、フレッシュランド西多摩の売りでございます準天然温泉のもととなるトロン浴素というものがございまして、これの製品保証が10年間となっております。このトロン浴素の交換にかかる費用が690万円ほどで、新たに計上させていただいております。それと隔年実施の濾過装置の炉材の交換、こちらを計上させていただいております。これが約210万円になります。この2点を合わせて浴場循環設備点検委託の増額となっております。

それと、もう1点のご質問、カラオケ設備についてでございますが、カラオケ設備につきましては、羽村・瑞穂両対策協議会より集会施設建設の際に設置の要望が出されておまして、この要望をもとに使用料等を含め、設置の検討をさせていただきましたが、通信用の大型カラオケ設備につきましては使用料及

び著作権等の関係から大変高額となるということで、一般家庭用に販売されておりますテレビに接続をして使用するマイク型のカラオケ機器、こちらを約4万円ほどで今年度、22年度に購入をさせていただいております。

購入後、これまで協議会の方より数回の使用申請がございまして、使用申請ごとに集会施設の和室に設置してありますテレビに接続して使用をさせていただいておりますが、その使用后、大型の設備の要望は出ていないことから、マイク型のカラオケでもご要望への対応は果たしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 12番、堀議員。

○12番（堀 雄一郎） それでは、1点目の浴槽循環設備点検整備委託料の、特に今年度かかってくるということで690万円というのは、10年に1回というひとつの目安でかかってくるものだということがわかりました。特に何か大がかりな変更が起こるといっても、これは設備の更新ということで理解できました。

また、カラオケにつきましては要望にこたえて用意を一応されたということで、それで今機能しているということですが、このカラオケは、そうしますと今申請があった場合にお借りすればいいということなのですが、これは新しくできた施設の方に、借りて使うということですがけれども、ちょっとごめんなさい。例えばフレッシュランドに来た方が「今日カラオケをやらせてください」と言った場合に、それは貸していただけるのでしょうか。ちょっとその辺の利用の仕方をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、カラオケ設備の再質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

このカラオケ設備につきましては、現在集会施設のみの使用に限らせていただいております。これにつきましては浴場施設の大広間には一般の来客もおられることから、個人的な使用は控えさせていただいているという現状でございます。

以上でございます。

○12番（堀 雄一郎） わかりました。

○議長（串田金八） ほかにございますか。1番、青山議員。

○1番（青山 普） 1点伺います。

確認ですけれども、5ページの最後の財産収入のフォークリフトの売り払い、これは使用できなくなっという売り払いということではないかなと思うのですけれども、それであと15ページですか、歳出の方の使用料及び賃借料でフォークリフトの賃借料50万円が出ていますけれども、これはこれを売り払ってフォークリフトがなくなるのでリース、借りるということでしょうか。これはリースで借りるのではないかなと思いますけれども、今まではフォークリフトは衛生組合で持っていたものだと思うのです。それを今回は賃借するということで、これは買って使用した方が経費がかからないのか、賃借で借りた方が経費がかからないのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（串田金八） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） フォークリフト、実はもう12年を経過してしまっていて、ちょっともう修理するには難しいような状態になってしまっていて、いろいろ計算した結果なのですが、購入した場合ですと約230万円になると、あと通常のリースでも、通常の年費等はリースでも買い取りでも同じにかかりまして、またうちの場合ですと構内でごみ搬入車等がございますので、そちらへの自賠責保険料等も、リースでも買い取

りにいたしましても同額がかかるということで、いろいろな点を考慮しましてリースの方が有利ではないかというような形の結果になりまして、リースで計上させていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 1番、青山議員。

○1番（青山 普） わかりました。リースの方が経費がかからないということなのですから、衛生組合の中にはフォークリフトというのは1台ではないのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（串田金八） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） 旧施設のころは確かに1台では足りなくて、当時はブルドーザーからホイルドーザー、そしてフォークリフトというような重機があったのですが、今は昔のようにごみの野積みであるとか、そういうのがございませんで、環境整備に使います庭木の剪定であるとか、草刈り、芝刈り等のごみを搬入するのに使用しております、1台あれば十分な台数でございます。

以上でございます。

○1番（青山 普） 終わります。

○議長（串田金八） ほかにございますか。7番、瀧島議員。

○7番（瀧島愛夫） 一つは今に関連しているのですけれども、12年間お使いになったと、1年にならした費用、12年間総費用、12で割った1年間の費用が出ましたら教えていただきたい。

それと関連して、これから25年度に中央制御室の、大変高価なものだと思うのですけれども、そういうものも入れ替える。そういうときに部品の供給だとか、保守点検にしても、非常に高いものですので、ある程度延命を図りながらお使いいただくような考えでいると思うのですけれども、入れたメーカーさんが何年部品供給を保証するのか、それでその保証期間だけで、組合の方で機材を使ってまた更新をするようなことになるのか、やはりある程度の高価なものですので、保守点検しながら、延命を図りながら極力経費を削減をしていくような努力をされていると思うのですけれども、今の現状、部品供給の方はどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（串田金八） 島田参事。

○参事（島田善道） それでは、私の方から2点目の部品供給の関係なのですが、西多摩衛生組合の環境センターは、例えば専門用語で申しわけございませんが、機械類を動かす司令を出すシーケンサーとか、司令を受けて実際に機器を動かすコンピューターとか、そういう電気部品が多数ございます。これは今ご指摘のように早いところだともう3年ぐらいでリニューアルをしていきます。それから10年ぐらい経つともう部品をつくれませんというような状況になりまして、メーカーから新しくしてくださいと、こういうふういきなりきます。

ここ10年を西多摩衛生組合は過ぎましたので、実はここ4年間ぐらいそういう電気機器に対する更新工事を実施させていただきました。今ご指摘のとおりそういう現実的な問題がありまして、部品がないから常に新品ということになると、10年ごとに新しいものに変えていくのでは、組合としても経費増で困るというようなことなので、今回の更新工事を踏まえていろいろ組合としても経験して、勉強になりまして、この更新のときから、例えばシーケンサーを取り替えるときにそれを動かすコンピューターソフトがあるのですが、そのソフトについては事前にバックアップをして出さないと、図面を出さないと、そうするとシーケンサーを変えたときにソフトの分については新しく一からつくらなくてよいと、こういう経費削減につながるということ、それから先ほど来出ている中央監視装置も20年ぐらい使うわけですね。そ

うするとその間に多分装置が2回ぐらいリニューアルされますね。それから部品も10年ごとに変わりますので、こういうふうなことで組合で20年使うときには、その20年間使えるだけの部品供給をきちっとしてもらわないと困るということで今現在、今回新しく更新した場合には最低10年間の機器の保守、それはどういうことかということ、10年間部品がなくなってもメーカーの責任で供給しなさいと、動くようにしなさいと、こういう保証を担保とした契約を結ぶということ、それからそうは言ってもこの部品というのは、ちょっと細かい話で恐縮なのですが、世界各国からパーツが取り寄せられて日本で組み立てているのが現状だそうです。その中の一部分がなくなってしまうたら全体ができないというメーカー側のそういう問題もあるそうです。

したがって、長期間、20年なら20年間使うときのためには、組合としても更新するときにはメンテナンスの計画、部品の供給の20年間分の計画書もきちっと出させるような、そういうふうな予備品も含めたことで、10年経ったら常に新しくするなんていう考えはだめですよと、そういった調整を今後図っていききたいというふうに考えているところです。

○議長（串田金八） 松澤業務課長。

○業務課長（松澤昭治） 大変失礼しました。先ほどのフォークリフトの件でございます。フォークリフトにつきましては年間の維持費としまして、修繕料と合わせまして約20万円ほどかかっております。

それと、リースと買い取りというようなところで若干あれだったのですが、一度の負担で230万円壊れてしまっただけというのはいかかなものかということで、受益者負担ということで、使っている限りやっっていくにはリースという方が一番よろしいのではないかという形で決定をいたしました。

また、フォークリフトの保証期間というのではないというふうに聞いてございます。

○議長（串田金八） 7番、瀧島議員。

○7番（瀧島愛夫） 私も商売柄フォークリフトは使っておりますけれども、フォークリフトはぶつかったら壊れるものではないし、相手が壊れたって自分が壊れるものではないし、今お聞きするとそんなに頻繁に使うものではないようなことなので、やはり年経費が1円でも安いものを選択すべきだと思うのですよね。

各構成市町の負担金が7億円も減っているのだから、230万円ぐらいのリフトの購入費ぐらいは、4市町で40～50万円出してくださいと、その方が組合経費としたら安くあがると私は思うのですけれども、今こんな状況で、こういうような細かいこと一つずつの積み重ねがやはり大きなものになってくると思うのですけれども、これはご検討いただければと思うのですけれども。

○議長（串田金八） 並木事務局長。

○事務局長（並木 勲） ただいまのフォークリフトの関係でございますが、23年度からフォークリフトがこのようなことで、当初はかかるのですが、4年間というようなことで、再リースになりますと年間8万円というような使用料というようなことでございますので、そんなことで、購入でなくリースというようなことで、経費の節減というような形でさせていただきました。

以上でございます。

○7番（瀧島愛夫） いいです。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑は終わります。

ただいま一括審議といたしました議案のうち議案第3号、平成23年度西多摩衛生組合予算の件について

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号、平成23年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8、議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。7番、瀧島愛夫議員。

○7番(瀧島愛夫) 議員提出議案第1号「西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則」

上記の議案を別紙のとおり西多摩衛生組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年2月24日。西多摩衛生組合議会議長串田金八様。

提出者、西多摩衛生組合議会議員 瀧島愛夫。

以下敬称を略させていただきます。

賛成者 同上・谷 四男美

賛成者 同上・浜中 啓一

賛成者 同上・武藤 政義

地方自治法の改正に伴い、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出いたします。

それでは、提案理由の詳細についてご説明を申し上げます。

地方自治法第100条第13項の規定に基づき、議案の審査または当該地方公共団体の事務に関する調査等のための議員派遣について新たに規定しようとするものでございます。

これは、改正自治法では、議会の調査権にかかわる議員の派遣について明文化されたことから、行政視察など議員派遣を行うために会議規則に議員派遣についての規定を加える必要が生じており、このことから当該規定を加えようとするものでございます。

次に、改正内容でございますが、附属資料の新旧対照表をご覧ください。

改正前の規則第14章を第15章に1章繰り下げるとともに、第55条を第56条に1条繰り下げ、新たに第14章第55条として、法第100条第13項に基づく「議員の派遣」に関する規定を加えております。

付則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長(串田金八) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) ないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号、西多摩衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって平成23年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時5分 閉会